

【参考】代議員に関する関連規程

【定款】

(代議員の設置等)

第6条 本会に代議員を置く。その員数は250人とし、会員の中から選出する。

2 前項の代議員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年6月2日法律第48号。以下、「一般法人法」という。）上の社員とする。

3 代議員の数は、都道府県栄養士会ごとに2人とし、その余の数は前年度の会員数（前年度末現在の会員数とする。）を基準に都道府県栄養士会ごとに決める。

4 会員は代議員選挙に立候補することができる。

5 代議員を選挙する権利は会員がこれを有する。

6 代議員は2年に1度、都道府県栄養士会毎に選挙により選出する。

7 代議員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、代議員が総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員の解任の訴えを提起している場合には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない。

8 代議員が会員として第11条又は第12条の規定により退会したときは、当然に代議員でなくなる。

9 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなるときに備えて補欠の代議員を選挙することができる。補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。

10 補欠の代議員を選挙する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。

(1) 当該候補者が補欠の代議員である旨

(2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の代議員の補欠の代議員として選任するときは、その旨及び当該特定の代議員の氏名

(3) 同一の代議員（2人以上の代議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2人以上の代議員）につき2人以上の補欠の代議員を選任するときは、当該補欠の代議員相互間の優先順位

11 第9項の補欠の代議員の選任に係る決議が効力を有する期間は、選任後最初に実施される第6項の代議員選挙終了の時までとする。

(代議員制度と会員の権利)

第7条 会員は、一般法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、代議員と同様に本会に対して行使することができる。

(1) 一般法人法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）

(2) 一般法人法第32条第2項の権利（代議員名簿の閲覧等）

(3) 一般法人法第57条第4項の権利（総会の議事録の閲覧等）

(4) 一般法人法第50条第6項の権利（代議員の代理権証明書等の閲覧等）

(5) 一般法人法第51条第4項及び第52条第5項の権利（議決権行使書面の閲覧等）

(6) 一般法人法第129条第3項の権利（計算書類の閲覧等）

(7) 一般法人法第229条第2項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）

(8) 一般法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利（合併契約等の閲覧等）

（代議員制度と理事、監事の責任の免除）

第8条 理事、監事は、その任務を怠ったときは、本会对し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、一般法人法第112条の規定にかかわらず、この責任は、すべての会員の同意がなければ、免除することができない。

（構成）

第15条 総会は、代議員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

【定款施行規則】

（代議員の選出）

第7条 定款第6条第6項に定める代議員の選挙の実施にあたっては、すべての会員の投票と立候補の機会を保障すべく、会員に対し、あらかじめ次の各号を示した通知を行わなければならない。

(1) 実施する選挙の趣旨（選出される代議員の任期、選挙される代議員の定数その他の関連事項）

(2) 投票の日時・場所

(3) 立候補届出の期間と方法

(4) 第3項に定める選挙の実施管理の責任者の氏名または名称と連絡先

2 理事会は、前項の選挙の公正かつ円滑な実施のため、これを管理する責任者を定めなければならない。

3 第1項の選挙は、都道府県栄養士会を選挙区としてこれを実施する。

4 前項に関する事務は、都道府県栄養士会に委任する。

5 前項の委任を受けた都道府県栄養士会は、第1項及び第2項の規定に従って受任した事務を処理しなければならない。

6 第4項の委任を受けた都道府県栄養士会は、本会の総会開催の15日前までに代議員を選出するよう努めなければならない。

（代議員の職責）

第27条 代議員は、総会において、全会員の代表として豊かな合意の形成に努めなければならない。